

平成 26 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

平成 26 年 4 月 24 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	小松信男君	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	松本カツエ君	20 番	橋本正寛君
21 番	君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

8 番	中村三千人君	14 番	福本富人君
21 番	宮崎義一君	29 番	小堀田幸一君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	藤崎眞二
主査	寺澤大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 16号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 17号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 18号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 19号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 20号 農業委員会活動の目標及び活動計画について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成 26 年第 4 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。始めに、鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。昨日の天草地区農業委員研修会には忙しい中多数出席いただきましてありがとうございます。昨日の研修会前の鬼塚前会長の表彰を農林水産大臣からいただいたのですが、実は私達の農業委員会もいただいていたのですが、苓北町や上天草市の農業委員さんがおられる中で天草市だけが表彰するのはどうかということで鬼塚前会長の表彰だけに留めておきました。来月の農業委員会総会の席でご披露させていただきたいと思います。

それから 4 月から新年度ですけれども、農業委員会事務局の職員が 2 名異動しております。吉田参事が天草支所まちづくり振興課へ異動になりまして、吉田参事の後に天草支所まちづくり振興課から瀧本主幹が農業委員会事務局へ異動になりました。また、平田参事が 3 月で退職されましたが、その後に寺澤主査が一年間の育児休業を終えて農業委員会事務局へ復帰されております。

それでは総会を始めたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（森内健二君） 本日は、4 名の委員が欠席ですが、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、4 番、川口直委員、5 番、武内正俊委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。本町の譲受人は福岡県糟屋郡の譲渡人より、本町の畑 205 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはいちじくを栽培される計画です。

2 番について説明します。五和町の譲受人は東京都練馬区の譲渡人外 2 名より、五和町

の田 1,054 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 1,237 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

4番について説明します。五和町の譲受人は東京都江東区の譲渡人より、五和町の田 2,662 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

5番について説明します。五和町の譲受人は東京都江東区の譲渡人より、五和町の畑 406 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。有明町の譲受人は、東京都練馬区の譲渡人より、有明町の田 1,457 m²を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

7番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田 1,338 m²を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、みかんを栽培される計画です。

○事務局（寺澤大介君） 8番について説明します。河浦町の譲受人は水俣市の譲渡人より、河浦町の畑 596 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。
以上です

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。1番について説明します。場所は本町小学校の東に位置します。譲渡人は現在福岡県にいらっしゃいますけれども、2年位前には私の家の横に住んでいらっしゃいました。今回譲渡人は福岡の方に帰られて農地を管理できないということです。元は譲受人の農地でございましたので、買うことにしたとのことです。周囲は市道と家があります。ここにはイチジクを栽培したいということがございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○27番(山本隆久君) 27番、山本です。2番について説明致します。場所は天草市五和支所の南東に位置します。譲渡人と譲受人は親戚でございます。譲受人は茨城の方でお勤めされていましたが、退職後帰郷して農業をすることということでございます。特別問題はないと思いますけれど、よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番(山本隆久君) 27番、山本です。3番について説明致します。場所は天草市五和支所の南に位置します。譲受人は2町以上耕作しておられます認定農家でございます。譲渡人が高齢で農地の管理ができないということで売買の話になったそうでございます。特に問題ないかと思いますが、よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番(山本隆久君) 27番、山本です。4番について説明致します。場所は天草市五和支所から西側に少し行ったところでございます。譲渡人が東京にお住まいでございまして、天草に戻って百姓をすることもないということで譲受人が農地を引き受けたそうです。なんら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。5番について説明致します。場所は天草市五和支所より西側に位置します。譲受人の畑のすぐ隣の畑ということで今回話がまとまったということでございます。譲受人は認定農業者で農業を頑張っておられる方でございます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。6番について説明致します。場所は有明町赤崎の国道から500m位入ったところになります。譲渡人の奥様と譲受人が兄妹でございます。譲渡人が東京に住んでいるということと、高齢で管理できないということで農地の隣に住んでいる譲受人に買ってくれないかということで話がまとまったそうです。なんら問題ないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。7番について説明致します。申請地は有明町赤崎にあるグラウンドから1km程登ったところにあります。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。譲渡人の親が高齢ということと譲渡人がバスの運転手ということで管理できないということと、農地が譲受人の農地のすぐ近くにあるということで話がまとまったということです。なんら問題ないかと思いますが、審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番、武内です。8番について説明致します。場所はJA新合支所付近になります。譲渡人が水俣市に在住しているため農地の管理ができなく、管理者を探しておられました。今回譲受人が売買によって取得し管理するとのこと。譲受人はこれまで野菜作りを非常に熱心に取り組んでいらっしゃいますので、なんら問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。牛深町の申請人は、事業拡大により隣接地を倉庫としたいため、牛深町の田441㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、

農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。1番について説明致します。資料④の1ページ目の地図をご覧ください。申請地の南側に白い空き地がありますが、ここは旧牛深市民病院の跡地になります。周囲はほとんど宅地化されていて、申請地は現在倉庫用地として利用されています。今回始末書を付けて申請が遅れて申し訳ないということでした。転用については問題ないと思いますので、よろしくご審議願います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 引き続き資料②③④及び前方のスクリーンをご覧くださいと思います。1番について説明します。本渡町の借受人は、動物病院兼居宅を建築したいため、丸尾町の貸渡人から、北原町の畑602㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域内の用途区域にあり第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。借受人はただいま事務局説明のとおり、賃借権を設定して借り受けて動物病院兼居宅を建築したいとのことです。場所は、ナフコ本渡店の近くです。資料④の2ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。給水は市水より、生活雑排水等は下水道を利用することです。雨水等は道路側溝を利用されます。隣接農地はなく、周囲は宅地化されているため特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。志柿町の借受人は資材置場及び通路とするため、浜崎町の貸渡人から本渡町の田1,780㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番、松原です。2番について説明致します。借受人はただ今事務局説明のとおり、賃借権を設定し借り受けて資材置場として転用したいというものです。場所は、ホームセンターダイキの近くです。資料④の3ページと前方のスクリーンをご覧ください。申請地には、建築資材や駐車スペースとして利用されます。生活雑排水等はなく、雨水は隣接する水路に流されます。申請地の東側に農地がありますが、同意書が添付してあり特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。本町の借受人は病院施設及び駐車場とするため、本町の貸渡人外1名から本町の畑343㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に病院施設や駐車場として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番(倉田喜一君) 34番の倉田です。3番について説明致します。申請地は本町の東に位置する病院施設でございます。ここは、60年位前に建ったというわけで始末書が付いて

おります。駐車場も当時から整備されてあったんじゃないかならうかと思います。一人当たりの入所面積が順次変わってきて、その都度施設面積も増えてきたということです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番川原でございますが、事務局にお願いがございます。資料④の申請地の場所が分かりにつかいですね。資料見たときにどこかなと、もうちょっとはっきり描いていただけますか。

○事務局（寺澤大介君） 了解しました。次回からもっと分かりやすく記載します。

○議長（鶴田雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。本町の譲受人は病院施設とするため、東京都府中市の譲渡人から本町の畑827㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に病院施設として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。4番について説明致します。さっきの3番の案件と場所等は同じでございますが、今回は所有権移転です。こちらにも始末書が付いております。申請地には建物だけでなく、通路がかかっていたり駐車場の一部になっていたりとあります。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。東京都港区の借受人は、太陽光発電施設を整備し売電したいため、五和町の貸渡人から、五和町の畑11,054.91㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。なお、転用面積以外の山林等を含む総事業面積は、14,969㎡で、太陽光発電パネル3,720枚、発電量は約1.2メガワットの計画となっており、経済産業省からの認定通知及び九州電力との接続承諾の通知もなされています。また、申請地内にある里道については天草市より払い下げの手续中です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番の森本です。5番について説明致します。資料④の6ページと7ページになります。申請地は1万1千㎡以上ありますので、県庁案件となっております。場所は国道324号線鬼池港から山手、南にいったところになります。申請地は以前牧草地として活用されていたみたいですが、現在は何も作っておられません。周囲はスクリーンの通りで山林化しております、耕作されているところはほとんどありません。太陽光発電施設によっての影響はほとんどないと思われます。事業計画書や資金計画書、区長さんの排水同意書も添付してありなんら問題ないかと思ひます。よろしくご審議お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 東浜町の譲受人は、太陽光発電施設を整備し売電したいため、五和町の譲渡人から、五和町の畑1,428㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。6番について説明致します。資料④は8ページになります。この場所は五和町城河原の中央付近になります。この農地は譲渡人が祖父より相続し、その土地を子に贈与され太陽光発電施設を整備したいということです。周囲は宅地ばかりです。区長からの排水同意書や始末書もあります。なんら問題ないと思ひます

ので、ご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第19号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第19号について説明します。資料②の4ページからご説明致します。今回の利用権の新規設定の計画が34件、再設定の計画が30件で、総面積は205,504㎡となっております。18ページ目の62番につきましては、農業生産法人以外の法人による使用貸借件設定の案件でございます。また、次に申し上げます案件につきましては、農地利用集積円滑化団体における転貸分でございます。12ページ目の44番、45番、13ページ目の48番、49番、16ページ目の58番、59番でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のア及び同④に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました利用権設定64件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議題20号、農業委員会活動の目標及び活動計画についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（林泰裕君） 議題 20 号、農業委員会活動の目標及び活動計画につきましてご説明致します。お手元の資料の⑤をご覧ください。1 ページから 8 ページまでが平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案でございます。9 ページから 12 ページは平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案でございます。本件につきましては、5 月に入りましてから市のホームページに掲載させていただきまして、市内の農業者の皆様から意見を募りましてその上で農業委員会総会にてご審議いただくことになっております。

内容につきまして、説明させていただきます。まず 1 ページは総会の状況と議事録の作製業務についてでございます。次のページが 3 条の許可申請件数、4 条 5 条の件数・審議状況等につきまして掲載しております。3 ページになりますと、市内の農業生産法人が現在 9 法人ございまして、その報告状況についてを掲載しております。下段は情報の提供等ということで、賃借料情報の調査・提供、権利移動等の状況把握、農地基本台帳の整備状況になります。次のページは地域の農業者からの意見になりますが、これは 1 カ月ホームページに掲載して皆様から意見を募った結果を記載するようになっております。それから 5 ページでございますけれども、遊休農地に関する評価ということで、遊休農地が 72ha ということになっております。昨年度は目標を 7ha とおきまして、実績は 17.4ha ということ、達成状況は 248.6%になりました。企業参入等があり遊休農地がかなり解消されておりますが、まだまだ遊休農地、耕作放棄地が多い状況でございます。次に解消目標達成に向けた活動の計画と実績等を掲載しております。次は 6 ページをご覧くださいと思います。市内の農家数、農業生産法人数、認定農業者数ということで 25 年度の目標を 10 経営増加と掲げておりましたが、実績は 18 経営増加となっております。評価と致しましては、意欲ある農業者への支援体制が実を結んでいるのではないかとということで、農業委員会だけではなくて、農業振興課と連携し推進活動した結果ではないかと評価しております。7 ページは担い手農家への集積ということで、集積目標を 1,355ha ということで大きな数字になっており、実績は 97ha で達成状況は 7.2%でございますが、これは目標値の捉え方に錯誤があり、次年度以降は修正して設定しております。次は 8 ページでございます。違反転用への適正な対応ということで、昨年度の違反転用面積が 1ha と表示しておりますが、実際は 1.6ha ございました。これは農地転用の許可をいただいて現況は宅地等へ変更しているが地目変更登記をされていないままでいたところはかなりございまして、それに対しまして文書で勧告を行いまして全部で 1.6ha 実績としてあがっています。

9 ページからは平成 26 年度の目標及び達成に向けた活動計画案ということにしております。今年度も遊休農地の解消目標は 7ha ということで、活動計画内容につきましても昨年

度と同じようなことで皆様方と事務局とで遊休農地の解消に向けて努力していきたいと掲載しております。次は10ページですが、認定農業者等の26年度の目標と活動計画案ということで、農業振興課と話し合いました、10経営増加を見込もうと計画しております。続いて11ページになりますが、こちらは担い手への農地利用集積ということで目標を80haと計画しております。最後の12ページですが、違反転用への適正な対応ということで解消面積の目標は1haと掲げておりますけれど、違反を発見次第是正していくよう勧告していくということで地道な努力をさせていただきたいと考えております。

以上簡単ではございますけれども、25年度の実績に対する評価、それから26年度の目標と計画を提案させていただきました。よろしければ、これをホームページに掲載させていただきまして、1ヶ月間市内の農業者の皆様の見解を募って、その結果を踏まえて次の総会におきまして再度皆様にご審議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただ今事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見や質問はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、本件についてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議ありませんので、原案のとおり決定します。目標の達成と活動に向けて皆さんの積極的な活動に期待しています。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項に係る農地利用形状変更届及び許可不要転用届についてはありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成26年天草市農業委員会第4回総会を閉会致します。

午後3時00分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田 雄士

署名委員 武内 正俊

署名委員 川口 直

